

7 制度・事業比較

(1) 地方税

ア 税金の種類・税率

(ア) 普通税

項 目	広 島 市	湯 来 町	備 考
a 市・町民税			
(a) 個人			
均等割	3,000円	3,000円	
所得割	標準税率	標準税率	
(b) 法人			
均等割	標準税率	標準税率	
法人税割	大法人 14.7% 中小法人 12.3%	標準税率 12.3%	
b 固定資産税	税率 1.4%	税率 1.4%	
c 軽自動車税			
(a) 原動機付自転車	標準税率	標準税率	
(b) 軽自動車	標準税率 ただし雪上車 2,400円	標準税率 ただし雪上車 2,400円	
(c) 小型特殊自動車	農耕作業用 1,600円 その他 4,000円	農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	
(d) 2輪小型自動車	標準税率	標準税率	
d 市・町たばこ税	1,000本につき 2,977円 ただし、エコー、わかば 等の6銘柄は、1,000本 につき 1,412円	同左	

(注) 標準税率とは、地方税法に規定されている「通常よるべきとされている税率」をいう。

(イ) 目的税

項 目	広 島 市	湯 来 町	備 考
a 事業所税			人口30万人以上の政令で定める市等が、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるため、市内にある事業所等において行う事業に対し、その事業主に課する税
(a) 税率 資産割 従業者割	事業所床面積1㎡につき 600円 従業者給与総額の 0.25%	課税権なし	
(b) 免税点 資産割 従業者割	事業所床面積 1,000㎡以下 従業者数 100人以下		
b 都市計画税	税率 0.3%	課税していない。 (市街化区域なし)	市町村が、都市計画事業や土地区画整理事業の費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その所有者に課することができる税
c 入湯税	宿泊 1人1泊 150円 日帰り 1人1日 50円 (H16.10.1から課税)	1人1日 150円	鉱泉浴場所在の市町村が、観光の振興等の費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、その入湯客に課する税

イ 納期前納付報奨金

項 目		広島市	湯来町
a 納期前納付報奨金			
	(a) 対象	なし	個人町民税・県民税(普通徴収分)、固定資産税
	(b) 内容		前納した一の期の税額 $\times 0.3/100 \times$ 納期前月数 ただし、第1期にすべての納期の税額を納付した場合のみ。 報奨金額が10万円を超える場合は、10万円として算出 10円未満端数切捨て 100円未満の場合は交付しない。